

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

(別添様式2)

公表日: 2022年 1月 10日

事業所名: 児童・放課後デイHOPE

種類 (児童発達支援. 放課後デイサービス)

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	部屋を区切ったり、カーテンを設置したりして、課題に応じてスペースが確保されている。	なされている。わからないと回答する人が1割弱いる。	支援内容や活動・その日の利用者の顔ぶれによって適切なスペースの確保に努める。
	2 職員の適切な配置	臨時職員の配置によって、有休時の対応をしたり人員不足にならないようにしている。その日の職員は積極的に利用者さんや保護者さんの前に顔を出し、事業所通信で職員の紹介をすることによって、わからないと回答する人は減った。	なされている。	運営基準に沿って職員の配置をする。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	エレベーター利用時には大人が付き添うことの徹底を図るようにしている。部屋の段差は少しあるが、移動時は事故につながらないように個別の対応をしている。	なされている。わからないと回答する人が1割程度いる。	設備面・利用面での改善に努める。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	コロナ感染予防の観点から、換気・消毒等を徹底をしている。利用者さんも、自ら使った用具・手が触れた物を消毒するなど感染防止の意識を高めてもらっている。時間を決め、掃除や消毒の徹底と、照明器具などの点検を行い、快適な室温を保つよう心掛けている。	なされている。	今後も、利用者が気持ちよく過ごせる事業所として、日々点検や見直し・注意を怠らないようにする。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	毎日のミーティングとその都度の研修がなされている。特に支援計画作成にあたっては、PDCAを十分意識して行っている。		密を避けるためにZoomなどの研修・会議の開催を行なっている。始業時・終業時のミーティングで振り返りを行い、業務改善に努める。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	今後の課題とする		今後の課題として、模索検討していく。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	外部研修には、可能な限り参加している。事業所内研修は人数制限をし、その分回数を増やして行っている。		コロナ感染予防対策を取りながら、回数や人数を検討しながら、今後も行っていく。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	利用者さん・保護者さんのニーズの把握を細かく行い、職員間で共有しながら、個々に応じた支援計画作成に努めている。	なされている。	アセスメントを十分に行い、利用者や保護者のニーズに沿った個別支援計画の作成に努める。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	個別支援を中心に行ない、コロナ感染予防のために集団活動に十分な配慮をし、人数を減らして行っている。	なされている。	個別支援に加えて、人数や時間を制限し、小集団での活動を適宜取り入れる。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	県からの指導(記載例)に従って作成し、必要な項目を設けている。	なされている。	記載例を基準に、項目の漏れがないように努め、個々の実状に応じて具体的、かつ分かり易い支援内容を記載する。
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	利用計画に基づき、担当者会議や個別支援会議を経て、保護者さんの希望を聞き、個々の実情に沿った支援を行っている。	なされている。	学習支援のみを希望する保護者には、事業所の目標を丁寧に説明し療育を含めた適切な支援を目指す。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	個々の支援会議や毎日のミーティングで行っている。	なされている。	綿密な検討を行いながら、チーム全体で取り組む。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日の把握と共に個々の生活リズム知り、きめ細やかな支援に繋げている。	なされている。	休日の活動、長期休暇中の取り組み、日々の取り組みについて年間を見通して支援していく。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	活動プログラムの検討をチームで行い、休日利用日の活動計画も工夫している。	実施されている。	個々の支援の在り方について新たな目を持って、工夫努力していく。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	日々支援内容を確認している。非常勤職員にも漏れないようにその日の支援について始業時のミーティングで共有し、役割分担をし、業務日誌に記録している。		職員間で話し合いを進め、個別に応じた支援ができるようにし、役割分担を行う。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	日報記録と共に、終業時のミーティングで振り返りを行い、次回の支援の在り方について話し合っている。		日報記録と共に、その日の振り返りを行い、次回の支援の在り方について話し合っていく。
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	保護者にも毎回通所記録をお渡しし、支援の検証改善に役立てられるように日報を記録している。		個々の活動内容を記録し、職員間で共有していく。
11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	6ヶ月毎(必要があれば、期限を待たず)にモニタリングを行い、次の支援計画作成の基にしている。		事業所の取り組みだけでなく、家庭や地域での成長を見ながら、モニタリングを行う。	
	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	主として、管理者が参加し、場合によっては児童発達支援管理責任者、指導員、等複数で参加している。		より多くの職員が参加できるような手立てをする。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	現在は医療ケアの必要な子どもの支援はしていないが、状況に応じて、連携が取れるように努める。		必要な場合は、連携対応できるようにする。
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	同上		同上

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	こども園や保護者と連絡を密にし、園の職員が事業所に見学に来られたり、保護者の同意を得て事業所が園に見学に行ったり、電話で様子を聞くなどの対応をしている。		相談支援員さんや保護者さんと連絡を取り合い、協力を得ながら、きめ細やかな連携を図っていくように努める。
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	利用者個々の支援経過記録を作成している。また日々の記録を保管し、情報提供に備えている。		適宜対応していく。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	今年はコロナ感染予防で回数が減っているが、事業所ワーキング会議や基幹支援センターの働きを知る機会を通して、研修を行い、職員への周知を図っている。		外部研修参加者の助言や参考意見を聞き、自己研鑽の場としていく。
	7	児童等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	個人情報保護に留意し、多くの人との交流を控えている。	どちらともいえない。	一度に多くを求める事が難しいので、何を優先させるか考えながら、保護者や利用者のニーズに沿って、計画を検討する。
8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	個人情報保護の観点から招待は控えているが、地域の人に事業所の働きを伝える努力をし、ボランティア活動に参加するなど交流を深めるように努めている。	どちらともいえない。	個々の実情を鑑み、検討課題とする。、職員と地域住民との交流は今後は積極的に図る努力をする。	
保護者への説明責任・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	利用開始までに丁寧に説明し、同意のもとに利用契約を結んでいる。	なされている。	契約時に説明をし、利用初めの請求書について再度説明をする。事業所独自の利用料がある時は、さらに書面で知らせる。面談時など、いつでも疑問点があれば聞きやすい環境を整備する。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	利用計画に基づき、担当者会議・アセスメント・個別支援会議を経て、保護者の希望や、個々の実情に沿った支援計画について説明し同意を得ている。	なされている。	今後も、保護者の都合を聞きながら、面談日を決め、説明をし、同意を得るようにする。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	会報を通して、子育て支援を行ったり、研修会の案内を配布したり、情報提供に努めたり、個別面談日を設けたりして、家庭支援をしている。	なされている。	講演会の案内を配布したり、情報の提供をしたりしながら、保護者支援を検討する。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	利用日の開始終了時の保護者との会話、特別な場合の個別面談を通して、共通理解を心がけている。	なされている。	保護者と、信頼関係を構築し、個別対応を図る。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	相談支援員、学校関係者、他事業所と連携を図りながら、保護者からの相談に応じている。	なされている。	活動の在り方について話し合ったり、困りごとの相談に応じながら、場合によっては個別面談を行う。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	コロナで集まりにくい状況だが、少人数の集まりを開催し、個人情報保護の観点から踏まえながら連携するように努めている。	どちらともいえない。わからない。	保護者懇談会 個別懇談会の実施が難しいので、保護者会の役割を担える会報発行に努める。
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情受付窓口を周知し、苦情のあった場合、その解決を図り、理解を深めて頂けるように対処している。	なされている。わからないと回答する人が1割程度いる。	苦情申し立て書の定期的な配布を行い、説明をする。
	8	障害のある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮	個々の実態を十分理解し、利用者や、保護者との意思疎通に配慮を行なうように心がけている。	なされている。	利用者・保護者の個々の状況に応じた対応や意思疎通を心がけ、個別に面談、LINEや電話、お手紙などで意思疎通を図っていく。
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	事業所より会報を発行し、啓発や活動の様子、情報の提供を行っている。	なされている。	HOPEだよりにより、情報の提供をする。
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	職員への啓発、保護者への協力依頼をしている。	なされている。	今後も、引き続き十分な対応をしていく。機会があるごとに説明していく
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	周知し、確認も行っている。さらに周知をして頂けるように、機会があるごとに説明をしていく。	なされている。わからないと回答する人が1割程度いる。	契約時・面談時など機会があるごとに説明を行うが、面談時にも確認を行うようにし、マニュアルの周知、徹底に努める。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	半年に1回避難訓練を行っている。事業所通信やLINE等で計画や実施の様子をお知らせし緊急時の対応についての啓発を図っている。引き渡しカード等を作成し事業所と保護者で共有している。	なされている。わからないと回答する人が1割程度いる。	避難訓練のお知らせと同時に、最新のハザードマップを用意し、各家庭での避難についての啓発を図る。
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	虐待防止の研修を受け、研修計画に沿って実施している。		虐待事例など、研修を積み、特に、精神的虐待の防止に努める。
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明し、了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	身体拘束を行う必要は今のところはない。万一の場合は保護者の了解を得た上で計画書に記載する。		その時になって、慌てないように、スキルを積む。
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	医師の診断書を提出して頂いて、対応表を作成している。定期的に該当する利用者や保護者に確認の聞き取りを行っている。服用している薬がある場合は、知識の共有をしている。		対応表の確認を毎月行う。
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット記録表を作成し、職員間で情報を共有し事故防止に努めている。		保護者への情報提供を検討していく。